

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休む日、
が翌日
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 土地改良事業計画及び規約の適否の決定
- 土地改良事業の認可(三件)
- ◇ 告 告 調理師試験の実施
- 狩猟者講習会の開催

告 示

鳥取県告示第五百六十九号

昭和五十三年四月二十一日付けで西伯郡大山町中高三五〇一七坂田政次郎ほか二十四人の者から申請のあつた共同で行おうとする土地改良事業計画及び規約については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年六月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年六月二十八日から二十日開

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百七十号

江府町から申請のあつた町営土地改良(俣野地区農業用排水(古屋敷水路))事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年六月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年六月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百七十一号

郡家町から申請のあつた町営土地改良(明辺地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年六月二十日認

可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年六月二十七日

鳥取県知事 平 林 三

鳥取県告示第五百七十二号

郡家町から申請のあつた町営土地改良(平木谷地区農地開発)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年六月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年六月二十七日

鳥取県知事 平 林 三

公 告

調理師法(昭和38年法律第147号)第3条第1項第3号に規定する調理師試験を次のとおり実施する。

昭和53年6月27日

鳥取県知事 平 林 三

1 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、調理師法施行規則(昭和38年厚生省令第46号)第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者

(2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者

(3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者

(4) 調理師法施行規則附則第3項各号の一に該当する者

2 試験の日時

昭和53年9月20日(水) 午前9時から

3 試験の場所

(1) 鳥取、郡家及び浜村の各保健所管内の受験者

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

(2) 倉吉保健所管内の受験者

倉吉市蔵城279 鳥取県中部総合事務所

(3) 米子及び根雨の各保健所管内の受験者

米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所

(4) 県外に居住する受験者

上記各試験場のうち受験者の希望する試験場

4 試験科目

(1) 衛生法規

(2) 公衆衛生学

(3) 栄養学

(4) 食品学

(5) 食品衛生学

(6) 調理理論

5 受験手続

(1) 提出先

- ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所
- イ 県外居住者 受験希望地を管轄する保健所

(2) 提出書類

- ア 受験願書 (別記様式1によること。)
- イ 最終学校の卒業証明書又は卒業証書の写し
卒業証明書の氏名が婚姻その他の理由により現在の氏名と異つて
いる場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。
- ウ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以
上調理の業務に従事したことを証する書類 (別記様式2によるこ
と。)

- エ 写真 (受験願書提出前6月以内に撮影した正面、脱帽、上三分身
像でライカ版 (縦3.5センチメートル横2.5センチメートル) のもの
とし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)
- (3) 受験に関する書類の提出期間
昭和53年8月16日から同月26日まで。ただし、郵送の場合は、提出
期間内の消印のあるものは、有効とする。

6 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 2,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付け
ること。この場合、消印をしないこと。

7 携行品

筆記用具及び受験票

8 その他

- (1) 受験者は、試験当日午前9時までに試験場に出頭し、係員の指示を
受けること。
- (2) 合格者の氏名を、試験後15日以内に所轄保健所に掲示するとともに、
合格者には合格証を交付する。
- (3) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明
したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

別記様式1

調理師試験受験願

鳥取県知事

殿

収入証紙
はり付け欄

調理師法第3条第1項第3号に規定する調理師試験を受けたいので、関係書類を添えてお願い
します。

昭和 年 月 日

氏名

Ⓜ

本籍				性別	男・女
現住所				郵便番号	
氏名	ふりがな	生年月日	明治		
			大正 年 月 日 昭和		
最終学歴	学校名(中退の場合は、その前の最終学校)	昭和	年	月	入学
		昭和	年	月	卒業
調理経験 (受験資格に 必要な経験)	昭和 年 月から	年	月間	勤務先	
	昭和 年 月まで				
	昭和 年 月から	年	月間	勤務先	
	昭和 年 月まで				
	昭和 年 月から	年	月間	勤務先	
	現在に至る				

(注) 最終学歴は、学校教育法第1条に規定する学校名(中学校・高等学校・大学・高等専門学校等)を記載してください。

別記様式2

調理業務従事証明書

従事者氏名(受験者)

生年月日 明・大・昭 年 月 日

上記の者は、下記のとおり調理の業務に従事したことを証明します。

勤務先	名 称		(電話)
	所在地		
施設 又は 営業 の 種 類	種類(該当のところに○印をつけること。)		許可番号及び許可年月日又は開設年月日
	調理業務の内容 (なるべく具体的に記載すること。)		
施設 又は 営業 の 種 類	(施設) (1日回食)		(開設年月日)
	1 寄宿舍 2 学校 3 病院 4 その他 (事業所、社会福祉施設、きよう正施設 自衛隊・給食センター等)		年 月 日
施設 又は 営業 の 種 類	(営業)		(許可年月日)
	1 飲食店営業 2 喫茶店営業 3 魚介類販売業 4 そうざい製造業		年 月 日 (許可保健所名) 第 号
上記の施設又は営業において調理業務(調理業務を本業とした場合の期間に限る。)に従事した期間		昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで	計 年 月
施設又は営業の廃業等の年月日		年 月 日	

昭和 年 月 日

証明者住所 電話

地位

氏名 ㊟

- (注) 1 「施設」とは、継続して、1回20食以上又は1日50食以上を調理して供与するものをいう。
- 2 施設の長又は営業者(以下「施設の長等」という。)が証明すること。ただし、施設の長等が受験する場合、受験者が施設の長等の配偶者若しくは二親等内の血族である場合又は廃業等によりその者が調理業務に従事したことを証明できる施設の長等がない場合は、調理師会等の所属団体の長又は同業者が証明すること。
- 3 証明印は、施設の長等の職印を用いること。個人が証明する場合は、印鑑届のしてある印を用い、印鑑証明を添付のこと。

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第7条の2第1項の規定に基づき、昭和53年狩猟者講習会を次のとおり開催する。

昭和53年6月27日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で狩猟免許を受けようとするもの。ただし、昭和49年度以降の狩猟者講習会の修了証明書を有する者は、除く。

2 開催の方法

経験者課程と初心者課程とに分けて行い、その受講資格者は、次のとおりとする。

(1) 経験者課程

(ア) 甲種の講習を受けようとする者

昭和50年度から昭和52年度までの間に甲種の狩猟免許を受けた者

(イ) 乙種又は丙種の講習を受けようとする者

昭和50年度から昭和52年度までの間に乙種又は丙種の狩猟免許を受けた者

(2) 初心者課程

経験者課程の講習を受けようとする者以外の者

3 開催日時等

(1) 経験者課程

開催日	時間	講習会場	受講対象者
8月18日	9時から	日野郡日野町根雨 日野総合事務所大会議室	日野郡に住所を有する者
	9時から	米子市総町 西部総合事務所講堂	境港市又は西伯郡に住所を有する者
8月22日	13時から	〃	米子市に住所を有する者
	9時から	倉吉市巖城 中部総合事務所講堂	東伯郡に住所を有する者
8月28日	13時から	〃	倉吉市に住所を有する者
8月31日	9時から	八頭郡郡家町郡家 八頭総合事務所大会議室	智頭町、佐治村、用瀬町、船岡町又は河原町に住所を有する者
	13時から	〃	若桜町、八束町又は郡家町に住所を有する者
9月4日	9時から	鳥取市東町 鳥取県庁第二庁舎第28会議室及び第29会議室	岩美郡又は気高郡に住所を有する者
	13時から	〃	鳥取市に住所を有する者

(2) 初心者課程

開催 予定日	時 間	講 習 会 場	受 講 対 象 者
9月12日	9時から	倉吉市厳城 中部総合事務所講堂	前記日程で受講出来なかつ た者及び再受講
9月18日	9時から	米子市鞆町 西部総合事務所講堂	"
7月25日	9時から	鳥取市東町 鳥取県庁第二庁舎第28会議 室及び第29会議室	鳥取市、岩美郡又は気高郡 に住所を有する者
7月27日	"	八頭郡家郷町家 八頭総合事務所大会議室	八頭郡に住所を有する者
8月1日	"	倉吉市厳城 中部総合事務所講堂	倉吉市又は東伯郡に住所を 有する者
8月4日	"	米子市鞆町 西部総合事務所講堂	米子市、境港市又は西伯郡 に住所を有する者
8月10日	"	日野郡日野町根雨 日野総合事務所大会議室	日野郡に住所を有する者
8月23日 8月24日	" "	米子市鞆町 西部総合事務所講堂	前記日程で受講できなかつ た者及び再受講者

9月5日	"	鳥取市東町 鳥取県庁第二庁舎第28会議 室及び第29会議室	"
------	---	-------------------------------------	---

4 講習科目

- (1) 狩猟に関する法令
- (2) 狩猟鳥獣の判別
- (3) 猟具の取扱い

5 講習時間

- (1) 経験者課程は、2時間40分とする。

- (2) 初心者課程は、第1日目6時間、第2日目3時間の計9時間とする。

6 考查

経験者課程、初心者課程とも講習修了後引き続き講習に係る事項を修得したかどうか考查する。

7 受講申込方法

所定の申込書に狩猟者講習手数料の(経験者課程にあつては1,000円、初心者課程のうち、甲種に係るものにあつては1,500円、乙種及び丙種に係るものにあつては2,000円)に相当する額の鳥取県収入証紙及び写真をはり付けて、受講日の5日前までに所轄の地方農林振興局長に提出すること。

8 携行品

- (1) 受講申込みの際に配布したテキスト
- (2) 筆記用具